

標的装置の仮設にかかる射場公認について

平成17年 9 月 3 日

平成17年度第 2 回 理事会承認事項

総務委員会認定事業部会

標的装置等の仮設にかかる射場公認について

公認射場において建造物等に変更がなく、電子標的装置、標的交換機等の仮設置を行った場合の射場公認に関する取扱いについて下記の様に決定いたしました。

記

公認射場において、公認済みの電子標的装置、標的交換機等の仮設置を行った場合、建造物や標的線等の重要事項に変更がないと認められれば認定事業部会の確認により射場公認が継続され再公認は必要としない。

また、仮設物を撤去し復元した際も再公認は不要とする。

以上